

令和 8 年 1 0 月利用分より

子育てのための施設等利用給付の 給付上限額が引き上げられます

子ども・子育て支援法に基づき、子どもが健やかに成長するように支援するとともに、子どもの保護者の経済的負担を軽減するため、施設等利用給付の給付上限額が見直されます。

対象の方

新1号・新2号・新3号認定を受けている方。

(認定については案内冊子(オレンジ色)をご覧ください。)

給付額見直し

① 給付上限額※1

対象施設等	現行	改正後
認可外保育施設等(0～2 歳児・住民税非課税世帯)	42,000 円	45,700 円
認可外保育施設等(3～5 歳児)	37,000 円	40,300 円
新制度未移行幼稚園	25,700 円	28,000 円
預かり保育(0～2 歳児・住民税非課税世帯)	16,300 円	17,700 円
預かり保育(3～5 歳児)	11,300 円	12,300 円

※1 子ども・子育て支援法施行令(平成 26 年政令第 213 号)第 15 条の6を改正し、法第 30 条の 11 第2項の政令で定めるところにより算定した額。

② 日額単価※2

現行	改正後
450 円	490 円

※2 子ども・子育て支援法施行規則(平成 26 年内閣府令第 44 号)第 28 条の 20 を改正し、法第 30 条の 11 第2項の政令で定めるところにより算定した額のうち、子ども・子育て支援法施行令第 15 条の6第2項第2号に規定する場合における内閣府令で定めるところにより当該特定子ども・子育て支援を受けた日数に応じて算定した額の日額単価について、一月につき法第7条第 10 項第5号に掲げる事業から特定子ども・子育て支援を受けた日数が内閣府令で定める一月当たりの日数(26 日(則第 28 条の 20 第1項))を下回る場合の日額単価。

事業について

- ✓ 現在施設等利用給付の認定を受けている方は、原則として新たな申請は不要です。
- ✓ 令和8年10月以降の利用にかかる保育料から適用されます。
(令和8年9月末までの利用分は現行の上限額が適用されます。)

【問い合わせ先】

甲賀市こども政策部保育幼稚園課 管理係
TEL:0748-69-2180